

米国へ出発されるお客さまへ 電子渡航認証システム(ESTA)の導入

米国への入国制度が変更になります。

2009年1月12日以降、米国の法律によりビザ免除プログラムを利用して飛行機または船で米国に渡航する全ての渡航者に対して、搭乗または乗船する前に電子渡航認証の取得が義務付けられます。

この電子渡航認証は米国への入国を保障するものではありません。

2009年1月12日以降、渡航前にESTAによる渡航認証の申請・取得を行っていないビザ免除プログラム渡航者は、搭乗または乗船を拒否されます。

米国への渡航が決まりましたら、早めにESTAを申請して下さい



<https://esta.cbp.dhs.gov/>
のESTAウェブサイトログインし、
オンライン申請書に英語で入力
します。



国土安全保障省(DHS)は遅くとも
出発の72時間前に申請を提出
するよう勧めています。

ビザ免除プログラムは、米国国土安全保障省(DHS)により管理されており、日本など参加国の資格のある国民がビザを取得せずに、90日以下の商用または観光目的の滞在のために渡米できる制度です。ビザ免除プログラムおよびESTAに関する詳細は、www.cbp.gov/estaをご覧ください。

国土交通省 観光庁 日本旅行業協会 全国旅行業協会 定期航空協会